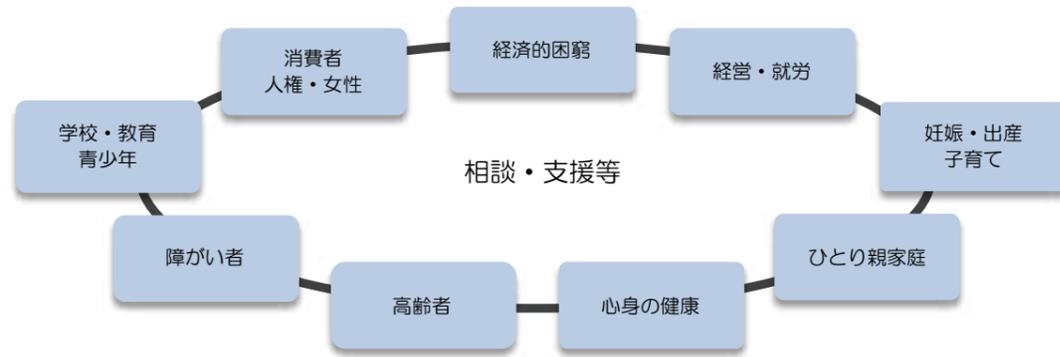


●「事前予防」(普及啓発 / 人材育成 / 生きる支援全般)



●「危機対応」(早期発見 / 早期対応)



日常生活における様々な悩みや問題等に対する早期発見、早期対応に取り組むとともに、複合的な問題等に対応できるよう、ネットワークの強化を図ります。

●「事後対応」(再発防止 / 自死遺族等に対する支援)



計画の推進体制

自殺対策の推進に向けて、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)というマネジメントサイクルに基づき、次の会議体において各施策の推進や進捗管理を行います。

- ・吹田市自殺対策推進庁内会議
- ・吹田市自殺対策推進懇談会



【問合せ先】 健康医療部 保健センター
〒564-0072 吹田市出口町19-2
tel: (06) 6339-1212 fax: (06) 6339-7075
e-mail: hoknc_kr@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,000部印刷し、一部当たりの単価は25円です。

計画の概要

● 自殺対策とは

自殺は、その多くが心身の健康に関わる問題だけではなく、生活困窮、育児疲れ、介護疲れ、いじめ、失業、倒産、長時間労働、多重債務等の様々な社会的要因が背景にあり、それらが複雑に重なって追い込まれた末の死といわれています。

ここでは、自殺対策を自殺するという限定的な行為に対応し、単にそれを防ぐといった狭義のものではなく、自殺につながる様々な日常生活における社会的要因に注目し、それらの解決に取り組むといった広義な対策と捉え、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連分野に係る個々の施策等の改善、様々な支援機関の相談対応の質の向上、連携の強化等といった相談・支援体制の整備等に幅広く取り組み、総合的にその対策を推進します。

● 計画の位置付け

本市における自殺対策を総合的に推進するために、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱と整合を図りながら策定した計画です。

「吹田市第4次総合計画」を上位計画とし、「健康すいた21(第2次)」や「吹田市第3次地域福祉計画」等の自殺対策に関連する分野別計画とも連携を図りながら、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策が有機的に連携するよう、総合的に推進します。

● 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間

● 計画の目標

【最終目標】

誰も自殺に追い込まれることのないまち

【成果指標】

成果指標	実績	目標値(※1)
	平成29年(2017年)	平成35年(2023年)
自殺者数(※2)の減少	33人	31人以下
自殺死亡率(※3)の減少	8.9	8.7以下

※1 長期的に達成する目標を最終目標として掲げ、段階的な取組として、今期の計画の期間に係る目標値を設定

※2 出典：警察庁の自殺統計データ

※3 人口10万人当たりの自殺者数。年間の自殺者数(※2)に対して、当該年の10月1日時点の人口を基に算出

吹田市の現状

年	平成21年(2009年)	平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)
自殺者数	85人	63人	41人	60人	40人	44人	35人	37人	33人
自殺死亡率	24.4	18.1	11.8	17.2	11.2	12.2	9.6	10.1	8.9
大阪府	24.3	24.7	22.6	20.8	18.3	16.1	15.3	14.4	14.0
全国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

施策体系

計画の最終目標である「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を達成するためには、市民の生活を支える全ての取組が自殺対策につながっていることを認識することが重要であり、横断的に支援ができるよう、その基盤を築くものを「基本施策」として総合的に取り組みます。

その上で、本市における自殺の状況から課題として挙げられた、自殺のリスクが高い世代である「子供・若者・子育て世代」と「高齢者」に加え、自殺のリスクが高い要因である「生活困窮」と「勤労」を「重点分野」として、それぞれの分野における自殺リスクの特徴等を踏まえつつ、重点的な対策に取り組みます。

基本認識

- 自殺の多くは追い込まれた末の死である
- 社会的な取組によって多くの自殺は防ぐことができる
- 自殺を考えている人はサインを発していることが多い

基本方針

- 「生きることの包括的な支援」として推進
- 関連する施策との連携を強化した総合的な対策の推進
- 対応の段階に応じた効果的な対策の推進
- 実践と啓発を両輪とする対策の推進

基本施策

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 市民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援

関連施策

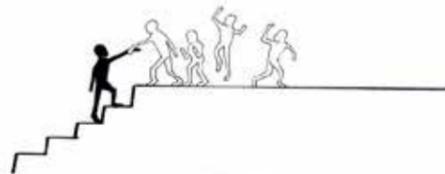
重点分野

子供・若者
子育て世代

高齢者

生活困窮者

勤労世代



最終目標

誰も自殺に追い込まれることのないまち

基本施策

基本施策1

地域におけるネットワークの強化

地域におけるネットワークの強化は、自殺対策を推進するうえで基盤となる取組であり、自殺の要因となりうる分野のネットワークとの連携を強化していきます。

- 吹田市自殺対策推進庁内会議及び作業部会の開催
- 吹田市自殺対策推進庁内会議実務担当者会議の開催

基本施策2

自殺対策を支える人材の育成

自殺対策の推進に当たり、それを担い支える人材の育成は基礎となる必要な取組であり「多くの人が関わる」支援環境づくりが重要です。多くの人が「ゲートキーパー（※）」として、日常生活における様々な場面で活動していただけるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

- 市職員に対するゲートキーパー研修の実施
- 様々な分野におけるゲートキーパーの養成

※ 「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

基本施策3

市民への啓発と周知

自殺についての基本的な認識やこころの健康づくりについて、幅広い分野においてあらゆる機会を捉えて、積極的に普及啓発に取り組みます。

- リーフレットやポスター等の作成・配布
- インターネットを活用した情報の提供
- 自殺対策関連の講演会・イベント等の開催
- 自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）での啓発

基本施策4

生きることの促進要因への支援

市民の「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、その推進に取り組みます。また、自殺の連鎖を防止する観点で、遺された者に対しても「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで支援を行います。

- 自殺対策の観点から踏まえた生きる支援の取組の推進
- 遺された者への支援

重点分野

重点分野1

子供・若者・子育て世代への支援

- 教育機関や児童福祉関係機関が連携して子供・若者の生活をサポートするとともに、困った時には幅広く相談を受けられるような環境を整備します。
- 市内の公立小中学校の全児童生徒に対しSOSの出し方に関する教育（※）を推進します。また、中学校区単位で配置されているスクールソーシャルワーカーを拡充し、児童生徒の悩みや課題の解決を図ります。さらに、保護者を対象に子供の出すSOSのサインをキャッチし適切な対応ができるよう啓発します。

※ 「SOSの出し方に関する教育」とは、自殺予防を前面に出してその基礎知識や技術を教えるということではなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けることができるよう具体的なSOSの出し方のスキルを教えるというもの。

- 妊娠・出産・子育て期における様々なニーズに対して切れ目のないように相談、支援を行う「吹田版ネウボラ（※）」を推進します。

※ 安心して子育てができるように、妊娠、出産、子育てに関する相談や子育て支援施策を一体的に提供する支援体制のこと。

重点分野2

高齢者への支援

- 第7期吹田健やか年輪プラン（第7期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（以下「第7期吹田健やか年輪プラン」という。）における地域包括ケアシステムの構築（※）と歩調を合わせ、既存の介護サービスを始めとした各種対策・事業を活用し、包括的な生きる支援の取組を推進します。

※ 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、できる限り住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

- 高齢者が生きがいを持って、地域の中で生き生きと健康で暮らし続けることができるよう、第7期吹田健やか年輪プランに基づき推進していきます。
- 介護予防手帳（平成31年度（2019年度）以降導入予定）に、危機要因が発生し追い込まれた時の相談先一覧や対処方法を記載し周知と活用を図ります。

重点分野3

生活困窮者への支援

- 生活保護や生活困窮者自立支援を核として市民の生活における困難な状況を支援します。また、生活困窮者連絡調整会議において事例検討等を行うことにより、公共料金の滞納整理や債務整理に関する相談等に携わっている市の関係部局が連携し、早期に適切な対応ができる体制を構築します。

重点分野4

勤労世代への支援

- 弁護士、社会保険労務士による労働相談等、勤労者への支援はもちろんのこと、融資や起業の相談等、事業者への支援も併せて行い、総合的な支援に取り組みます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や、ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組を通じて、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境の整備を念頭に勤労世代への支援の推進に取り組みます。